

平成27年1月21日

広島大学教職員組合執行委員長
吉田 修 様

広島大学理事（財務・総務担当）
松ヶ迫 和 峰

学長選考に関する再要求について（回答）

2014（平成26）年12月17日付けで要求のありました標記のことについて、学長選考会議から下記のとおり回答がありましたので、お知らせします。

記

要求事項1. 学長の選考という重要な意思決定を行う会議は、「自由な発言」の保障以前に、アカウンタビリティが求められるはずである。学長選考会議については詳細な議事録を取るとともに、その議事録の公開を求める。

要求事項2. 学内選出の同会議委員と組合との間の懇談会を学長選考会議として開催いただきたい。

要求事項3. 教育研究評議会における学長候補適任者の推薦方法について、学長選考会議が「指針」と理解されるような見解を示すことは、大学の自治に対する侵害行為である。学長選考会議が学外委員を半数含みながら、その組織が方向性の強い「考え方」を示すことについての実体的な正統性を示していただきたい。

【学長選考会議からの回答】

1. 学長選考会議では、個々の委員の発言内容について、委員の自由な発言を保障する観点から公開しないこととし、記録もしていません。このことに対して、学長選考会議が構成員に対して説明責任を果たしていないとのご指摘ですが、説明責任は会議体として負うものであり、個々の委員が負うものではありません。学長選考会議において審議・決定した内容は議事要録に記載し、これを会議資料とともに「いろは」上で公開しており、構成員に対する学長選考会議としての説明責任は果たしていると考えています。
2. 学長選考会議においては、委員の自由な発言のもとに審議が行われ、決定がなされたものです。また、選考過程、選考理由及び選考結果については、会議資料とともに「いろは」上で公開しているところであり、学長選考会議として懇談会を開催することは考えていません。
3. 学長の選考方法については、教育研究評議会では選考された評議員と経営協議会で選考された学外委員のそれぞれ同数により構成される学長選考会議において決定し、教育研究評議会からの被推薦者の選考方法については、教育研究評議会での審議、決定を依頼したものです。教育研究評議会における学長候補適任者の推薦は、学長選考の中の1つのプロセスであり、学長選考プロセス全体との整合性を図っていただく必要があります。そのため、6月5日に学

長選考会議が決定した内容を議長から学長へ報告した際、教育研究評議会での検討に当たっては学長選考会議の審議内容を十分留意いただくよう要請したところです。

学長選考会議においては、教育研究評議会及び経営協議会学外委員から推薦された者について、同一の条件で審査することが適切であると考え、推薦された者のいわゆる順位等についての情報が伝わらないよう求めたところです。これらを含め、教育研究評議会においては、学長選考会議の選考方法の決定の趣旨を踏まえ、審議がなされたものと承知しています。

なお、学長選考会議は、先に述べたとおり、評議員及び経営協議会学外委員のそれぞれ同数により構成され、各委員は本学が自主的に選任したものであることから、大学の自治に対する侵害行為であるとの指摘は、当たらないものと考えています。